

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

(定数)  
 第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条  
 第一項の規定により、県の議会の議員の定数は、四十三人と  
 する。

(選挙区及び各選挙区における議員の数)  
 第二条 (略)

選挙区	名称	区域		議員数
		区	域	
鳳珠郡選挙区	(略)	鳳珠郡		一人
石川郡選挙区	(略)	石川郡		二人
能美市能美郡選挙区	(略)	能美市及び能美郡		二人
白山市選挙区	(略)	白山市		四人
かほく市選挙区	(略)	かほく市		一人
羽咋市羽咋郡南部選挙区	(略)	羽咋市及び羽咋郡のうち 宝達志水町		二人
七尾市選挙区	(略)	七尾市		二人
金沢市選挙区	(略)	金沢市		十六人

現行

(定数)  
 第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条  
 第一項の規定により、県の議会の議員の定数は、四十六人と  
 する。

(選挙区及び各選挙区における議員の数)  
 第二条 (略)

選挙区	名称	区域		議員数
		区	域	
鳳珠郡選挙区	(略)	鳳珠郡		二人
石川郡東南部選挙区	(略)	石川郡のうち美川町を除く区域		三人
能美市能美郡選挙区	(略)	能美市及び能美郡		二人
かほく市選挙区	(略)	かほく市		一人
松任市石川郡西部選挙区	(略)	松任市及び石川郡のうち美川町		三人
羽咋市羽咋郡南部選挙区	(略)	羽咋市及び羽咋郡のうち 宝達志水町		二人
七尾市選挙区	(略)	七尾市		三人
金沢市選挙区	(略)	金沢市		十七人